

部落差別（同和問題）のない社会の実現に向けて

～一人一人の人権が大切にされる同和問題の解決のための取組～

イラスト

出典：人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会（<https://www.moj.go.jp/JINKEN/renrakukaigi.html>）

第1回 資料1－6（<https://www.moj.go.jp/content/001420948.pdf>）を加工して作成

監修：公益財団法人 世界人権問題研究センター



京都市
CITY OF KYOTO

はじめに ～部落差別（同和問題）のない社会の実現に向けて～

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が議員立法で成立しました。この法律は、現在もなお部落差別（同和問題）が存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が変化していることを踏まえ、部落差別（同和問題）は許されないものであるとの認識の下に制定されました。基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等を通じて、部落差別（同和問題）のない社会を実現することを目的としています。

※ 部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題です。（出典：法務省 ウェブサイト（https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html））

部落差別の解消の推進に関する法律

法律が定める基本理念と責務

「部落差別の解消の推進に関する法律」のポイント（条文要約）

第2条（基本理念）：全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、国民一人一人の理解を深めるよう努めることで、部落差別のない社会を実現します。

第3条（国及び地方公共団体の責務）：国は部落差別の解消に関する施策を講じるとともに、地方公共団体に必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有します。

第5条（教育及び啓発）：国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとしています。

イラスト

部落差別の解消の推進に関する法律第6条に基づく実態調査

調査から明らかになった部落差別（同和問題）の実態
部落差別の解消の推進に関する法律第6条に基づく実態調査（令和2年6月取りまとめ結果公表）から明らかになった部落差別（同和問題）の実態

主に

- ① 特定の者を対象とする表現行為
- ② 特定の者を対象としない表現行為（識別情報の摘示を含む）
- ③ 結婚や交際

正しい理解が進む一方、心理面における偏見、差別意識は依然残る 等

人権問題に関する国民の関心

内閣府の人権擁護に関する世論調査（令和4年11月発表）によると、日本における人権問題についての関心は次のようになっています。

インターネット上の
誹謗中傷等

53.0%

障害者

50.8%

子ども

43.1%

部落差別（同和問題）

17.0%

※ 調査期間はR4.8.4～同9.11。
日本国籍を有する者3,000人が対象
有効回収数1,556人（有効回収率51.9%）

部落差別（同和問題）に関する具体的な人権問題と存在する理由

出典：内閣府「人権擁護に関する世論調査」より

部落差別（同和問題）に関して人権問題だと思ったこと

部落差別（同和問題）に関して、どのようなことが人権問題だと感じられているかについての設問に対する回答結果です（一部抜粋）。

- 交際・結婚の反対 **40.4%**
- 差別的な言葉 **32.3%**
- 就職・職場で不利な扱い **27.5%**
- 身元調査 **24.3%**
- ネット上の差別情報 **14.9%**

※ 部落差別・同和問題を知っているとする者を対象。複数回答

現在もなお部落差別（同和問題）が存在する理由

現在もなお部落差別（同和問題）が存在する理由についての設問に対する回答結果です（一部抜粋）。

- 昔の偏見や差別意識を、受け入れてしまう人が多い **60.9%**
- 知識がなかったり、無関心だったりする人がいる **43.8%**
- これまでの教育や啓発が十分でなかった **27.6%**
- 落書きやネット上で差別意識を助長する人がいる **25.9%**

インターネット上での新たな差別

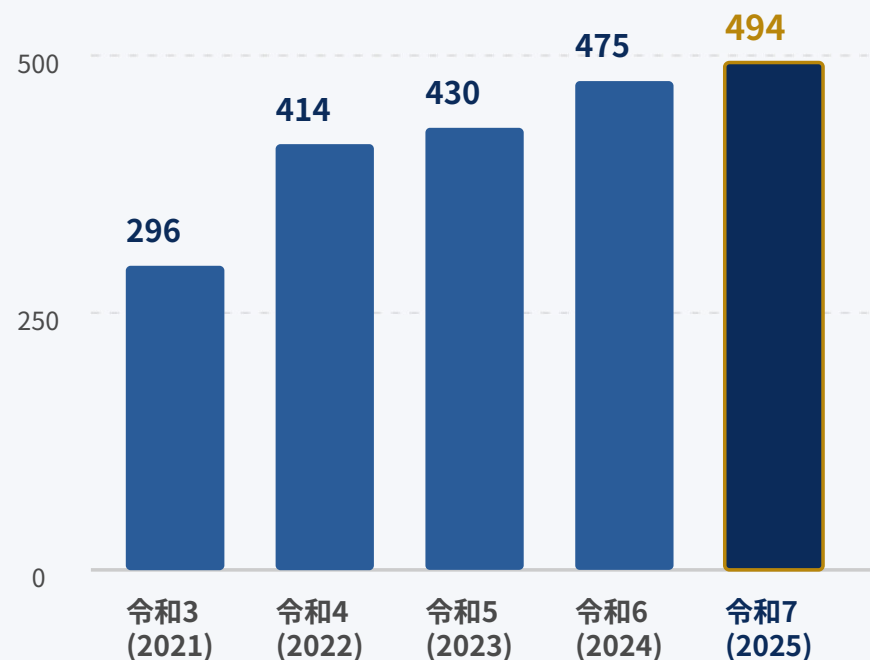


ネット上の「識別情報の摘示」の増加

近年、インターネット上で特定の地域を同和地区と指摘する「識別情報の摘示」が増加傾向にあります。法務省の人権擁護機関が新規に救済手続を開始したインターネット上の人権侵犯事件数は年々増加しています。

法務省では当該情報を認知した場合、プロバイダ事業者等に対して削除要請を行っています。

インターネット上の人権侵犯事件数の推移（件）



国の取組①（法務省）：啓発活動と人権相談

法務省の人権擁護機関では、以下のような取組を行っています。

講演会や研修等の開催、リーフレットや啓発冊子の作成・配布。

YouTube「法務省チャンネル」にて、『「誰か」のことじゃない。（部落差別（同和問題）編）』等の啓発動画を配信。

人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じた、被害の救済及び予防。

イラスト

国の取組②（文部科学省）：学校教育・社会教育を通じた取組

文部科学省では、教育を通じた理解促進を図っています。

学校教育：都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした会議や、独立行政法人教職員支援機構が実施する研修において、部落差別の解消に向けた教育活動等の情報提供を実施。

社会教育：専門的職員である社会教育主事の資格付与のための講習において、人権教育に関するプログラムを実施。

国の取組③（厚生労働省・国土交通省その他） ：就職や住まいに関する公正な対応

厚生労働省

（就職）

人権に配慮した公正な採用選考システムの確立のため、「公正採用選考人権啓発推進員」の配置や研修会を実施しています。また、特設ウェブサイトの運用や啓発動画・パンフレットの配布を行っています。

国土交通省

（住まい）

不動産業の業界団体に対して基本的人権の尊重の周知徹底や指導を行うとともに、宅地建物取引士の法定講習科目に人権問題を設定し、教育・啓発を実施しています。

その他

関係府省庁から成る「えせ同和行為対策中央連絡協議会」を実施するとともに、えせ同和行為を含めた各種人権問題に係る啓発冊子の配布を行っています。

京都市の取組：部落差別（同和問題）の解消に関する施策

京都市は、「世界文化自由都市宣言」を礎とし、「京都市人権文化推進計画」に基づき、同和問題やインターネット上の人権侵害を解決に向けて取り組むべき重要な人権課題の一つと位置付け、教育・啓発等の取組を推進しています。

啓発

人権資料展示施設の運営（ツラッティ千本、柳原銀行記念資料館）、人権総合情報誌「きょう☆COLOR」での記事掲載や企業向け人権啓発講座の開催等

相談体制の充実

人権擁護委員協議会・京都地方法務局と連携した特設相談窓口の拡充等